

第24回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成28年6月7日

上富良野町農業委員会

第 2 4 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成 2 8 年 6 月 7 日 (火) 午後 7 時 0 0 分から午後 8 時 1 0 分

2 場 所 上富良野町役場 第 2 会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
5	石橋 信次	6	佐藤 良二	7	井村 昭次
8	島田 政志	9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

4	杉本 隆一				
---	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第 1	会議録署名委員の決定	
日程第 2	報告第 1 号	地目変更登記に係る照会に対する回答について
日程第 3	諮問第 1 号	農用地利用集積計画の作成について
日程第 4	議案第 1 号	農用地の買入れ協議に係る要請について
日程第 5	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 8	議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による農地転用後の事業計画変更申請について
日程第 9	議案第 6 号	土地の現況証明下付について
日程第 10	議案第 7 号	農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について
日程第 11	議案第 8 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める農地の設定について (下限面積の設定)

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後7時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第24回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
5番 石橋信次 委員に合わせ、ご唱和ください。

石橋委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第24回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、1番 谷本嘉彦 君、2番 三好利和 君、を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農地の地目変更登記にかかる登記官からの照会に対する回答について、報告をいたします。報告第1号朗読。

旭川地方法務局の登記官より農地の転用事実に関する照会がありました。場所は〇〇〇〇。〇〇〇〇さんの所有地です。〇〇〇〇番〇〇、40,631㎡。平成6年に植林、平成16年に植林、平成27年に植林、3回に分けて植林している。この度、1筆全体の地目変更登記を申請された。申請した際に平成6年の許可書が添付されず、平成16年と平成27年の許可書を添付した。平成6年の許可書が無いので、国の通達に基づき農業委員会に照会がきた。農業委員会は農業委員3人以上と農業委員会事務局職員により現地調査を行い現況が農地か農地でないかを確認し、その土地に転用許可が出ているのか出ていないのか確認をしたうえで2週間以内に法務局へ回答しなければなりません。本来であれば総会の議決を得て回答するのですが、期日までに間に合わなかったので事務局長名で文書により回答しました。

議長 報告第1号について、現地確認の説明を願います。
9番 館尾雄治 委員

館尾委員 9番 館尾 です。 6月1日に谷本委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。

所在地は〇〇地区、〇〇〇〇から入った〇〇道路沿いです。
過去3回で植林されており、昨年植林の分も成長していることを確認しました。

また、法務局からの照会を受けて、農業委員の現地調査を実施し、2週間以内に法務局宛回答する。という一連の説明を事務局から受けまして、通達どおりに事務処理することを確認いたしました。

以上です

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

谷委員 過去3回にわたり許可を出しているが、この間、残っていた農地については作物を作っていたのですか。

館尾委員 作っていました。

議 長 他にありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
富原地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成28年6月7日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

賃12番、出し手は茨城県土浦市の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は〇〇地区、畑1筆、面積2,401㎡、賃貸です。期間は10年間です。〇〇〇〇さんの再処分です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃12番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。賃12番について、補足説明いたします。

三好委員 5月16日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 茨城県土浦市の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号となります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり畑3,000円で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃12番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 「日程第4 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。

議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、〇〇〇〇法人〇〇〇〇公社による買入が必要と認められるので、〇〇〇〇に対し、買入協議の要請を行うよう、求める。

平成28年6月7日 提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

要請内容は、離農により、〇〇〇〇さんが売却することになった農地について、農地保有合理化促進事業の担い手支援タイプ事業により、〇〇〇〇法人〇〇〇〇公社と買入調整を行うものです。〇〇〇〇法人〇〇〇〇公社が買入れた後は、〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すことになります。以下、内容を朗読いたします。

所6番、申出者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇地区、田1筆、面積34,917㎡、農地保有合理化促進事業となります。受け手の予定者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議 長 議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。議案第1号について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、昨年12月22日に〇〇地区の斡旋会を実施し、〇〇〇〇さんが受け手となり、売買が成立したところでしたが、〇〇〇〇さんの希望により、〇〇〇〇法人〇〇〇〇公社の合理化事業となって、進めていく。ということです。

所在地は〇〇線〇〇号です。

慎重審議のほどよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成28年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。田1筆、面積4,695㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。

議 長 議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。

「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 2番 石橋です。 議案第2号1番について、補足説明いたします。

石橋委員 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん、
所在地は、○○地区、○○線○○号となります。

○○○○さんの田については○○○○さんが賃貸しておりましたが、健康上の理由から規模を縮小しており、再処分となり、○○会社○○○○さんが取得するという事の申請です。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。

農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求めます。

平成28年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

許可申請は、農業振興地域内の農用地区域外となっています。農家住宅建設と農業用施設等建設のため、転用計画に問題はないと考えます。

審議資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願ひします。

以下、内容を朗読。

申請地は○○地区、○○○○番○○、地目は畑、面積837㎡、2195番25、地目は畑、面積265㎡、面積合計1,102㎡です。目的は農家住宅建設と農機具保管場所設置です。

農家住宅建設の面積701㎡、農機具保管場所の面積401㎡、合計1,102㎡です。

土地所有者及び転用者は○○線○○号の○○○○さん。

土地利用区分は農業振興地域内ですが農用地区域ではありません。立地基準は1種農地です。1種農地ですが農家住宅建設と農機具保管場所は認められます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願ひします。

議 長 「10番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 10番 長谷川です。議案第3号1番について、補足説明いたします。

所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
所在地は〇〇地区〇〇〇〇の付近、〇〇道路沿いです。

〇〇〇〇さんが住む住宅建設のためと、農機具保管場所の転用となり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求めます。
平成28年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

許可申請は、農業振興地域内の農用地区域内となっています。農振法の手続きが必要となり、農家住宅建設の部分は農用地区域除外、農機具保管場所は用途変更の手続きが必要で、いずれも手続きは終了しています。
審議資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下、内容を朗読。

申請地は〇〇地区、〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積1,442㎡です。贈与です。目的は農家住宅建設と農機具保管場所設置です。
農家住宅建設の面積720㎡、農機具保管場所の面積722㎡、合計1,442㎡です。
土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。
土地利用区分は農業振興地域内の農用地区域内の1種農地です。住宅建設予定地は農用地区域の除外、農機具保管場所は農業用施設なので用途変更です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議 長 議案第4号1番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第4号1番について、補足説明いたします。

土地所有者は〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん
転用者は〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん。親子での贈与となります。
所在地は〇〇地区〇〇線〇〇号です。

〇〇〇〇さんの息子さんが住む住宅建設のためと、農機具保管場所の転用となり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更申請について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更申請のあった次の件について、審議を求めます。

平成28年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

申請地は、平成27年6月30日許可済の一時転用・火山灰採取でありましたが、工事期間の延長申請です。以下内容を朗読。

昨年、一時転用の火山灰採取で許可した件です。〇〇〇〇番〇〇の内地番、地目は畑、面積19,720㎡、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用者は富良野市字西扇山の〇〇〇〇会社さん、許可の内容は一時転用、許可年月日は平成27年6月30日、契約内容は使用貸借、変更内容は平成28年6月30日完成を2年延長し平成30年6月29日までの予定、変更事由は公共工事に伴う火山灰採取の量が予定の40%程度となり、許可期間内での達成と農地復元が困難となったためです。計画面積19,720㎡のうち採取済面積7,800㎡です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号1番について、提案に関する補足説明を願います。

「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第5号1番について、補足説明いたします。

土地所有者、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用者、富良野市の〇〇〇〇〇〇〇会社です。

所在地は〇〇地区、〇〇道路付近となります。平成27年6月30日許可により、火山灰採取で一時転用されていましたが、今回、計画の40%の進捗状況ということで、期間延長の変更申請となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

長谷川委員 平成27年6月30日から平成30年6月29日では期間が3年間になるが、それでも一時転用でいいのか。

事務局 農用地区域の一時転用は3年間が限度です。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号1番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第6号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。議案第5号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 議案第6号について、ご説明いたします。

北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。

平成28年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

所在地は〇町〇丁目の〇〇〇〇番地〇〇、地目は公簿が畑、現況は農地及び採草放牧地以外、面積は945㎡、所有者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの

事務局 共有持ち分です、申請者は〇〇〇〇さん、目的は地目変更です。
申請箇所は昭和53年に農地法5条の転用申請があり、北海道知事が転用許可をしたところ
です。許可を受けて資材置き場として施設の建設を行い現在に至っている。転用後
に地目変更登記を行っておらず、この度、地目変更登記を行うとのことです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第6号1番について、提案に関する補足説明を願います。

11番 井村悦丈 委員

井村悦委員 11番 井村です。6月1日に井村昭次委員、石橋委員とともに現地調査を行いました。

所有者は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの共有となっています。

所在地は〇町〇丁目の〇〇〇〇道路沿いです。

現地確認したところ、〇〇〇〇の資材置場として使用されており、現況は農地ではない
ことを確認いたしました。

登記の公簿は畑ですが、農地以外に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号1番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第7号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活
動計画について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第7号を説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第7号について、ご説明いたします。

平成27年度農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに平成28年度農
業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求める。

この点検評価及び活動計画の策定にあたっては、平成21年の農林水産省「農業委員会
の適正な事務実施について」通達により、取り組むことになっております。

なお、評価・点検並びに活動計画にあたっては、先に協議会にてそれぞれの（案）を協
議しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました

議 長

日程第11 議案第8号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」の件を議題といたします。

議案第8号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第8号について、ご説明いたします。

農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定（別段の面積の設定）について審議を求める。

平成28年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
審議資料として、2010農林業センサスを添付してございます。農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。以下、内容を朗読。

農地法施行規則第20条第1項を適用し、2010年農林業センサスにおいて下限面積未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を著しく上回るものではないため、北海道での下限面積の2haを適用し、別段の下限面積について定めを行います。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

本日の日程は、全て終了いたしました。

議 長 第24回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問1件、議案8件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後8時10分

上記第24回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年6月8日

上富良野町農業委員長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____